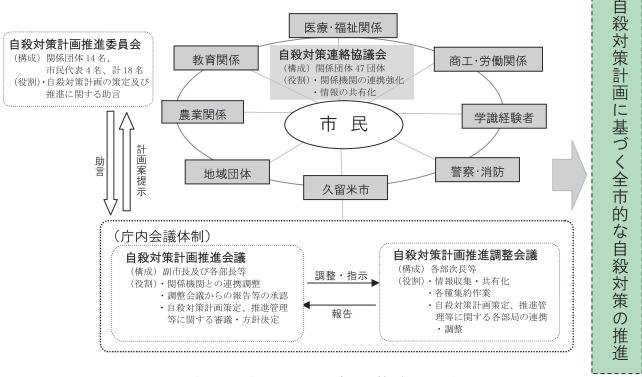
第6章 自殺対策計画の推進体制



1 計画策定及び推進体制

この計画は、医療・福祉関係者や商工・労働関係者、学識経験者、地域団体、警察・消防、公募による市民の代表からなる「計画推進委員会」から各分野の立場での意見をいただくほか、庁内に設置した「計画推進会議」「計画推進調整会議」において各部局連携のもと、必要な事項の審議及び調整を図りながら策定及び推進に取り組みます。

また、「自殺は個人の問題ではなく、社会全体で取り組む問題」との認識のもと、 様々な角度から自殺対策を進めることが重要であり、行政だけではなく、市民や関 係機関等と緊密に連携し、全市的な自殺対策の推進を図っていく必要があります。 このため、久留米市自殺対策連絡協議会の構成団体と連携を図り、様々な立場の意 見を集約しながら、より効果的な計画の推進を図ります。



2 地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の取組との関係

高齢者、子ども、障害者、生活困窮者等の課題に対応した地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の取組は、住民も参加する地域づくりとして展開すること、状態が深刻化する前の早期発見や複合的課題に対応するためのネットワークづくりが重要であること等、自殺対策に関する取組と方向性が合致していることから、両取組を一体的に展開していきます。また、本計画と「地域福祉計画」「健康くるめ21」「障害者計画」「高齢者福祉計画」等その他関係計画に基づく施策が有機的な連携を図り、効果的かつ効率的に施策を展開していきます。